

企業倒産の基礎知識 金融円滑化法終了に備えて

弁護士法人佐々木総合法律事務所 弁護士 佐々木 泉顕

Profile

佐々木 泉顕 (ささき・もとあき) 氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

- ・北海道町村会顧問
- ・社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教育委員会顧問



はじめに

平成二十二年二月に施行された中小企業金融円滑化法は、中小企業等から返済猶予を要請された場合、金融機関に貸出条件の変更に応じるよう努力義務を課したものであり、平成二〇年のリーマン・ショックなどによる資金繰り悪化を受け、平成二十二年に当時の亀井静香金融担当相の肝いりで施行された法律である。同法は当初平成二十三年三月末までの時限立法として成立したのであるが、二回延長され来年三月末で期限切れとなるため、このまま期限切れになれば中小企業の倒産が続出して日本経済がガタガタになる恐れがあるので、今年の三月には、縦割り行政の日本としては実に珍しいことに、内閣府、金融庁、中小企業庁が共同して、金融機関によるコンサルティング機能の発揮等の内容を盛り込んだ「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」

「ジ」を公表した。ただ、資金繰りに苦慮して同法に基づく支援を受けている会社は全国で三〇万社に上っているから、景気が短期間で奇跡的に回復しない限り、来年四月一日以降経営が破綻する企業が一気に増加することを覚悟しておく必要がある。不況が長引いているため、自治体が倒産企業と関わるが増加し、倒産企業に対する債権処理について議会で追及される件数も増えている。現実には企業経営に携わっている議会議員は、倒産処理に関する知識を多少は有しているのに対して、公法関係の知識しか有しない自治体職員は議会答弁で苦慮することが多い。議会で質問があった事項について、当事務所から自治体に回答することも多いが、職員が倒産法について理解せずに弁護士作成の回答文を形式的に読み上げても、議員からの再質問に答えられずに、また弁護士に回答を求めざるをえない。自治体職員として最低限度の基礎知識は

習得しておく必要がある。

二、法人の破産と個人の破産

破産手続とは、一口にいうと手続開始時の債務者（破産者）の財産を換価・回収して現金化し、これを債権者に公平に配当する裁判上の手続であり、民事再生などの「再建型」と相對する「清算型」と位置づけられているが、「法人の破産」と「個人の破産」をきちんと分けて理解することが必要である。株式会社等の法人の破産は、経済的に破綻した法人の財産関係を清算して、債権者に公平な弁済を図る手続であり、裁判所に選任された破産管財人がこれを主導する。破産手続が開始されると、法人は解散となり破産手続が終了した時点で法人格は消滅することになる。つまり、法人の破産とは、法人を解体し清算していくものであるといえる。

これに対して個人の破産は内容が異なる。法によって作られた法人は、解体して、この世から無くすることが可能であるが、自然人たる個人の場合は、財産を解体することはできても、本人を解体したり、消滅させるわけにはいかないし、破産開始後も生存していかなければならぬので、生活維持に必要な現金の所有は認められるし、電気や水道の供給を受けることも必要になるので、公共料金引き落としのための銀行口座の維持も認められる。個人の場合には、負債の原因が浪費、ギャンブルなどでない場合には、裁判所は、債権者の意見を聞いて「免責許可」を行い、免責許可によって破産者は債務がゼロになって経済的再建のきっかけをつかむことができることになる。すなわち、法人破産が、法人を消滅させるものであるのに対して、個人破産は、個人を再建、再生させるものであって、どちらも「清算型」ではあるが、その実体は全く異なるものである。

三、個人破産した場合のデメリット

会社とともに社長が自己破産した場合、会社同様に破産管財人が選任されて（注）、法人同様に所有財産の換価処分がなされる。一定額以上の預金はもちろんのことであるが、自己所有の住宅も手放すことになる。ただ、多くの人に誤解さ

れていることであるが、個人が破産しても、公民権停止にはならないし、戸籍に登録されることもない。破産決定により、いわゆるブラックリストに登録されて、約七年間ほどはクレジットカードは利用できないし、銀行借入れもできなくなるが、無借金で生きていこうと決意すれば何ほどのことでもないのであり、破産管財人によってすべての自己宛郵便物が管理されることになるのが、最大の屈辱というところであろう（但し、その期間破産手続の数ヶ月だけである）。もちろん何度も破産して免責決定を受けて、繰り返し借金をチャラにできるほど世の中は甘くないから、破産法第二五二条第一〇項により、一度免責許可決定を受けると、原則として七年間は免責許可を受けられない。

四、財団放棄とは？

A町は、B社に対して二〇〇〇万円の金銭債権があり、B社所有の建物（時価評価額一〇〇〇万円程度）に債権保全のために順位一番の抵当権を設定している。ところがB社はA町以外にも多額の借財があつて支払不能状態となり、自己破産してC弁護士が破産管財人に選任された。A町としては、建物に一番抵当権を有しているので、あとは破産管財人が建物を換価処分して、A町に一〇〇〇万

円を交付してくれるのだと安心しきっていたところ、突然破産管財人から、「建物を破産財団から放棄する予定です。以後は、A町が建物の換価方法を検討してください」と通知が届いたので、A町担当職員は驚いてしまった。役場内で善後策を協議したが、そもそも誰も「財団放棄」の意味を正確に理解していないから協議のしようもなく、町議会の全員協議会で破産管財人からの通知について報告したところ、協議会は紛糾し「建物所有権は破産管財人に移っているのであるから、破産管財人が所有権を放棄すれば、国が所有者になるのではないか。あとは国が公売して、A町に代金を交付してくれるのではないか？」などという珍説をもつともらしく述べる議員も出る始末であった。

B社が破産して破産管財人が選任されても、B社所有の建物の所有権が管財人に移るわけではない。建物の所有者はB社のままであるが、建物を含めたB社の全財産を管理・処分する権限が破産管財人に移るだけのことであり、破産管財人は、破産手続において管理・処分権限を行使して、財産を売却して配当するのであり、かように破産手続の対象となる破産者の財産が「破産財団」である。ただ、本件のようにB社の所有である建物に、A町の抵当権が設定されている場合には、抵当権者であるA町は、破産手続

に拘束されずに、破産手続外で抵当権実行（競売申立）などの権利行使ができる（このような権利を「別除権」という）。

逆に言えば、破産管財人にとっては、B社所有の建物を換価しても、結局すべてA町に渡さなければならぬから、他の債権者への配当可能性が乏しいこと、固定資産税や管理費用の負担を考慮すると、B社所有建物を破産手続の対象から除外することが必要となり、この除外のための手続きが「財団放棄」である。破産管財人が何でもやってくれろと考えるのは大間違いであるといえる。財団放棄により、建物の管理処分権は、破産管財人からB社に復帰するが、B社の破産によって旧取締役はその地位を失っているから、実際には建物を管理する者が全く存在しないという非常に厄介な状態となる。かような場合には、抵当権者であるA町が裁判所に対して建物を管理する清算人の選任を請求せざるをえないことになるから、早々に破産管財人と協議し、二〇〇〇万円の債権の一部弁済として建物所有権を取得する代物弁済契約を締結することが得策である。

（注）サラ金、クレジットカードの使用による、いわゆる消費者破産の場合で、換価すべきほしい資産が存在しない場合には、破産管財人が選任されることはない。